

議案第18号

令和6年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算要求について

上記の議案を提出する。

令和6年8月21日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要がある。

令和6年度一般会計（教育費）9月補正予算要求資料

総括表

【歳入予算】 単位:千円	
国庫支出金	0
都支出金	2,634
諸収入	0
計	2,634

【歳出予算】 単位:千円	
教育総務費	57
小学校費	29,425
中学校費	0
社会教育費	0
保健体育費	0
計	29,482

《歳入予算に関わるもの》

1 GIGAスクール運営支援センター整備支援事業補助金（教育総務課）	
◎歳入	
GIGAスクール運営支援センター整備支援事業補助金	
15 都支出金 02 都補助金 07 教育費補助金 2,634 千円	
(小学校分 1,664 千円、中学校分 970 千円)	
	合計 2,634 千円
(理由) 当該東京都補助金は、国の「公立学校情報機器整備費補助金」の交付決定を受けていることが申請要件となっており、今般、東京都から当該東京都補助金の交付決定を受けたことから歳入の財源更正を行う。	

《歳出予算に関わるもの》

1 就学事務に係る通信運搬費（学務課）	
◎歳出	
10 教育費 01 教育総務費 02 事務局費 05 就学事務 11 役務費 57 千円	
	合計 57 千円
(理由) 郵便法等にかかる省令が改正されたこと他にともない、令和6年10月1日以降の郵便料金が増額となることから、通信運搬費の不足が見込まれるため。	

2 小学校就学援助事業に係る通信運搬費（学務課）	
◎歳出	
10 教育費 02 小学校費 02 教育振興費 02 小学校就学援助事業 11 役務費 8 千円	
	合計 8 千円
(理由) 郵便法等にかかる省令が改正されたこと他にともない、令和6年10月1日以降の郵便料金が増額となることから、通信運搬費の不足が見込まれるため。	

3 旧下里小学校耐力度調査業務委託（教育総務課）	
◎歳出	
10 教育費 02 小学校費 05 学校建設費 01 小学校改修事業 12 委託料 8,217 千円	
	合計 8,217 千円
（理由）公共施設マネジメント推進事業における行政利用の「具体案」検討に際し、年度内に旧下里小学校の耐力度調査を実施完了させておく必要がある。これに基づき、来年度予算にて、実施設計の予算を組む予定であることから、年度内に耐力度調査を終わらせておく必要があることから補正予算を計上した。	

4 小山小学校増改築工事に伴うエレベーター増築工事（昇降機設備）（教育総務課）	
◎歳出	
10 教育費 02 小学校費 05 学校建設費 01 小学校改修事業 14 工事請負費 21,200 千円	
	合計 21,200 千円
（理由）小山小学校の増改築工事の実施にあたっては、バリアフリー法の定めにより昇降機の設置が必要となる。当初の計画では令和7年度中に発注を行えば年度末の竣工に間に合う想定でいたが、部品の供給量の減少や設備製作に係る人員不足により、設備の製作期間に14か月以上を要することから、9月補正予算要求し、すぐに入札を行わなければ間に合わないことがわかったため。	

《債務負担行為に関わるもの》

1 小山小学校増改築工事に伴うエレベーター増築工事（教育総務課）	
◎当該年度以降の支出額	
令和7年度 53,000 千円	合計 53,000 千円
（理由）昇降機設備について、部品の供給量の減少や設備製作に係る人員不足により、設備の製作期間に14か月以上を要する。令和6年度から令和7年度にかけての契約を締結するため、債務負担行為を設定する。	

議案第19号

東久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年8月21日提出

東久留米市教育委員会

教育長 片柳 博文

候補者

氏 名	役職・経歴等	委嘱日	備考
山本 真美枝	市立第九小学校長	令和6年9月1日	1号委員
大野 寿久	市立神宝小学校長	令和6年9月1日	1号委員
齋藤 実	市立中央中学校長	令和6年9月1日	1号委員
田端 六郎	NPO 法人 東久留米市文化協会相談役	令和6年9月1日	2号委員
永田 昇	NPO 法人 東久留米市体育協会 会長	令和6年9月1日	2号委員
菅沼 法子	ボーイスカウト東久留米 第2団副団員長	令和6年9月1日	2号委員
井原 恵子	民生委員・児童委員	令和6年9月1日	3号委員
上田 幸夫	日本体育大学名誉教授	令和6年9月1日	4号委員
奈良 忠寿	自由学園最高学部教授	令和6年9月1日	4号委員

任期：令和8年8月31日まで

(提案理由)

第30期委員の任期満了に伴い第31期委員を新たに委嘱する。

第31期東久留米市社会教育委員会議 委員名簿（案）

氏 名	役職・経歴等	新任・現任
山本 真美枝	1号委員 学校教育の関係者	市立第九小学校長
大野 寿久		市立神宝小学校長
齋藤 実		市立中央中学校長
田端 六郎	2号委員 社会教育の関係者	NPO法人 東久留米市文化協会 相談役
永田 昇		NPO法人 東久留米市体育協会 会長
菅沼 法子		ボーイスカウト東久留米 第2団副団委員長
井原 恵子	3号委員 家庭教育の向上に資する 活動を行う者	民生委員・児童委員
上田 幸夫	4号委員 学識経験のある者	日本体育大学名誉教授
奈良 忠寿		自由学園最高学部教授

任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日

○東久留米市社会教育委員の設置に関する条例

昭和39年4月1日条例第4号

改正

平成12年12月20日条例第62号

平成26年3月31日条例第7号

東久留米市社会教育委員の設置に関する条例

(目的)

第1条 社会教育法第2条にいう社会教育を振興するため同法第17条の業務を進展することを目的とする。

(設置)

第2条 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第15条により、東久留米市社会教育委員（以下「委員」という。）をおく。

(定数及び委嘱の基準)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

(条例施行上必要な事項)

第5条 この条例施行上必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月20日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第20号

東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年8月21日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

委嘱者

氏名	委嘱予定日	理由
いしづか ようこ 石塚 陽子	令和6年9月1日	欠員補充のため

(提案理由)

欠員である東久留米市スポーツ推進委員を委嘱する必要がある。

東久留米市スポーツ推進委員 名簿 (案)

議案第20号資料
令和6年8月21日
教育部生涯学習課

令和6年9月1日現在

【任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日】

	ふりがな 氏 名	現任／新任	委員年数	合算年数
1	やまむらたえこ 山 村 妙 子	現 任	22	22
2	まえだとしみつ 前 田 敏 光	現 任	11	23
3	はらともしこ 原 友 子	現 任	20	20
4	かきただたいら 嘉 喜 田 平	現 任	19	19
5	やなぎさわしげる 柳 澤 繁	現 任	19	19
6	さいとうとしゆき 斎 藤 利 之	現 任	14	14
7	あおきすみお 青 木 澄 雄	現 任	13	13
8	うらさきともえ 浦 崎 友 恵	現 任	11	11
9	まつもとみつこ 松 本 美 津 子	現 任	8	8
10	こばちしんろう 小 鉢 真 郎	現 任	8	8
11	そのだきよみ 園 田 清 美	現 任	6	6
12	ひらいちたみ 平 井 千 民	現 任	6	6
13	のだたかのぶ 野 田 孝 宣	現 任	6	6
14	つちだけんたろう 土 田 健 太 郎	現 任	5	5
15	みながわなおみ 皆 川 直 己	現 任	4	4
16	いけべてるひこ 池 邊 照 彦	現 任	4	4
17	いとうゆうか 伊 藤 友 香	現 任	2	2
18	はぎわらともりのり 萩 原 朋 典	現 任	2	2
19	つのりみきこ 津 乗 美 希 子	現 任	1	1
20	まつながまこと 松 永 真 琴	現 任	0	0
21	いしづかようこ 石 塚 陽 子	新 任	0	0

※石塚委員の任期は「令和6年9月1日～令和8年3月31日」

東久留米市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

昭和37年4月1日教育委員会規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき、スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、次条第1項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する東久留米市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）について定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、スポーツの推進のため、その分担する地域または事項について次の職務を行なう。

- （1） 求めに応じてスポーツの実技の指導を行なうこと。
- （2） スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- （3） 学校等の教育機関その他行政機関の行なうスポーツの行事または事業に関し協力すること。
- （4） スポーツ団体その他の団体の行なうスポーツに関する行事または事業に関し求めに応じ協力すること。
- （5） 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- （6） 前各号に掲げるもののほかスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域または事項は教育長が定める。

（定数）

第3条 委員の定数は、25名以内とする。

2 前項の委員の定数がかけたときは、補欠の委員をもつてこれを充る。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解任することができる。

（服務）

第5条 委員は、相互に密接な連絡をし協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するにあたって法令、条例ならびに教育委員会の定める規則および規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけまたはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第6条 委員は常にその職務を行なう上に必要な知識および技術の修得に努めなければならない。

令和6年度 東京都市教育長会（兼）教育次長（部長会）研修会
次第

令和6年7月24日(水)

午後2時30分開演

東京自治会館 講堂

- 1 開会挨拶・講師紹介
- 2 研修テーマ「地域の歴史・文化をどう活かすか～選ばれる地域には物語がある～」
- 3 質疑応答
- 4 閉会挨拶